

[illegible]

◎岡山県告示第四百三十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、
収納の事務を次のとおり委託した。

平成二十九年八月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 委託した事務の内容

岡山県立都市公園条例（昭和四十一年岡山県条例第三十号）別表第五の二の（一）に掲
げる後楽園に係る駐車場の使用料の収納の事務

二 委託した収入の種類

駐車場の使用料

三 委託を受けた者の住所及び名称

岡山市北区北長瀬表町三丁目一九番三号

アマノマネジメントサービス株式会社

四 委託を受けた事務を行う場所

岡山市北区後楽園一番五号

後楽園内

五 委託の期間

平成二十九年七月一日から平成三十五年六月三十日まで

〔三七二〕岡山県吉備高原都市センター区広場条例（平成四年岡山県条例第五号。以下「条例」という。）第九条の規定により、指定管理者を次のとおり募集する。

平成二十九年八月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 対象施設

1 名称

岡山県吉備高原都市センター区広場（以下「広場」という。）

2 所在地

加賀郡吉備中央町吉川地内

3 施設概要

(1) コリドール、円形広場等

ア 面積 一〇、〇〇〇平方メートル

イ 施設内容

(ア) コリドール（回廊）

鉄筋コンクリート造二階建ステンレス製切妻屋根

外径約七一メートル、内径約五五メートル、延床面積一、六八三平方メートル

(イ) 円形広場 直径約五五メートル

(ウ) 長屋門 鉄筋コンクリート造二階建

(2) 交通広場

ア 面積 六、〇〇〇平方メートル

イ 施設内容 駐車台数 乗用車一〇六台、障害者用六台、バス三台、タクシー一台

二 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者が行う広場の管理の基準は、条例、岡山県吉備高原都市センター区広場条例施行規則（平成四年岡山県規則第八号）、指定管理者の指定の申請等に関する規則（平成十七年岡山県規則第百三十四号）及び別に示す岡山県吉備高原都市センター区広場指定管理者業務仕様書に規定するとおりとする。

三 指定管理者が行う業務の範囲

1 広場の施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用等の許可に関すること。

2 施設等の維持管理に関すること。

3 その他広場の運営に関すること。

四 指定管理者の指定の期間

平成三十年四月一日から平成三十五年三月三十一日まで（予定）

五 利用料金及び管理運営費

施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者自らの収入として収受し、広場の管理運営に要する費用（以下「管理運営費」という。）に充てるものとする。

また、利用料金その他の広場の管理運営に係る収入のほかに、広場の管理運営費に充てるため、県は、指定管理者に対し、指定期間中に指定管理料を支払う。

なお、指定管理料の額は、指定管理者の業務に係る経費の支出見込額から利用料金等収入見込額を差し引いた額とし、公募の際に指定管理者から提案のあった金額を基に、県と指定管理者が締結する協定において定める。

六 指定の申請の方法

1 応募資格

(1) 県内に本店、支店又はこれに準ずる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

(2) 法人等又はその代表者が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第二項（同項を準用する場合を含む。）の規定により県における一般競争入札等の参加を制限されている者

エ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

オ 県における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

カ 岡山県税（県に納税義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所の所在地の都道府県税）並びに消費税及び地方消費税に未納がある者

(3) 法人等の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役その他これらに準ずる者

を含む。)が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）

第二条第三号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者

イ 暴力団（岡山県暴力団排除条例第二条第一号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者

ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

2 募集要項の配布

(1) 配布期間

平成二十九年八月二十五日（金）から同年十月十日（火）までの午前九時から午後五時までとする。ただし、県の休日（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する休日をいう。）を除く。

(2) 配布場所

岡山県県民生活部中山間・地域振興課新都市・地域整備班

〒七〇〇ー八五七〇 岡山市北区内山下二丁目四番六号

電話 〇八六ー二二六ー七二六八（直通）

ファックス 〇八六ー二二四ー六一九五

電子メールアドレス chusankan@pref.okayama.lg.jp

(3) 配布方法

(1)の期間内に(2)の場所において直接に、又は郵送により配布を受けること。なお、郵送を希望する場合には、宛先を明記し、二百五十円分の切手を貼った返信用封筒（角形二号（A四サイズ）の用紙が折らずに入る大きさのもの）を同封の上、封筒の表に「募集要項請求」と朱書きして、郵便で(1)の期間内に(2)の場所へ請求すること。また、岡山県県民生活部中山間・地域振興課のホームページからダウンロードすることもできる。

ホームページアドレス <http://www.pref.okayama.jp/soshiki/16/>

3 募集説明会（現地説明会）

(1) 開催日時

平成二十九年九月七日（木）午後二時から

(2) その他

(1)のほか、開催場所、参加申込方法等については、募集要項で定めるところに

よる。

4 指定の申請の受付

(1) 受付期間

2 (1) の期間

(2) 提出書類

ア 指定管理者指定申請書（以下「指定申請書」という。）

イ 広場の管理に係る事業計画書及び収支予算書

ウ 法人等の概要

エ 指定申請書を提出する日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書

オ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度における法人等の事業報告書、収支決算書及び財産目録（以下「事業報告書等」という。）。ただし、指定申請書を提出する日において前事業年度における事業報告書等が作成されていない法人等にあつては前々事業年度における事業報告書等とし、指定申請書を提出する日の属する事業年度に設立された法人等にあつてはその設立時における財産目録とする。

カ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

キ 法人にあつては、法人の登記事項証明書

ク 役員の名簿

ケ 1 (2) の欠格事由に該当しない旨の申立書

コ 1 (3) の欠格事由に該当しない旨の誓約書

サ その他募集要項で定める書類

(3) 提出場所及び提出方法

2 (2) の場所へ持参し、又は郵送すること。なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、平成二十九年十月十日（火）必着とすること。

七 指定管理者の候補の選定

1 指定管理者候補選定委員会の設置

県民生活部指定管理者候補選定委員会を設置し、提出された申請書類（以下「提出書類」という。）について審査基準に基づいて審査を行い、募集要項に定めるところにより、指定管理者の候補を選定する。

2 審査基準

(1) 事業計画の内容が利用者の平等な利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画の内容が広場の機能を最大限に発揮させるとともに、効率的な管理運営が図られるものであること。

(3) 事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること。

(4) その他広場の管理を効果的に行うため知事が必要と認める基準に適合するものであること。

3 選定結果の通知等

指定管理者の候補の選定結果は、指定の申請をした法人等（以下「申請者」という。）に宛てて通知するとともに、県のホームページ等で公表する（平成二十九年十一月を予定）。

八 指定管理者の指定

指定管理者の候補に選定された法人等については、県議会における議決を経た後に、指定管理者として指定する。

九 その他

1 提出書類は、返却しない。

2 提出書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、県は、指定管理者の公表等のために必要な場合には、提出書類の全部又は一部を無償で使用することがある。

3 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。

4 提出書類は、岡山県行政情報公開条例（平成八年岡山県条例第三号）及び岡山県個人情報保護条例（平成十四年岡山県条例第三号）に基づく情報公開の請求の対象となる。

5 申請書類が受理された後に辞退する場合は、辞退届を提出すること。

6 提出書類に虚偽又は不正があった場合その他申請者又は関係者において不適法又は不正な行為があった場合は、申請を無効とする。

7 詳細及びこの公告に定めのない事項は、募集要項に定めるところによる。

十 問い合わせ先

六2(2)の場所

〔三七三〕 林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定により、生産事業者を次のとおり登録した。

平成二十九年八月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

登 録 番 号		生 産 事 業 者	生産事業の内容	事業所の名称及び所在地
美作一十	須一 嘉行			
勝田郡奈義町豊沢二五五一		住 所	幼苗の育成 幼苗以外の 苗木育成	須一嘉行コ ンテナ勝田 郡奈義町豊 沢三〇一四

〔三七四〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により岡山市から岡山県南広域都市計画火葬場についての都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年八月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画火葬場

二 都市計画の変更年月日

平成二十九年八月十七日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、岡山市都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

〔三七五〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成二十九年八月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 調達内容

(1) 購入物品名及び数量

ノート型パーソナルコンピュータ 521式

(2) 購入物品の特質等

入札説明書及び29年度前期集中調達ノート型パーソナルコンピュータ仕様書（教育庁分）（以下「仕様書」という。）による。

(3) 納入期限

平成29年12月12日（火）

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

入札金額は、調達物品の本体価格のほか、輸送費及び仕様書に記載する作業等納入に要する一切の諸経費を含めた額とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 平成29年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年岡山県告示第58号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。

以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであるものであること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁2階）

電話（086）226－7538

(2) 申請書の提出期限

平成29年9月26日（火） 正午

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課調達班（岡山県庁地下1階）

電話（086）226－7540

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

平成29年8月25日（金）から同年9月26日（火）まで（岡山県の休日を定める

条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ110グラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の提出方法

入札書の提出は、持参又は郵便若しくは信書便による送付（以下「郵送等」という。）によるものとする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成29年10月 4 日（水） 13時10分

ただし、郵送等による場合にあつては、平成29年10月 3 日（火） 17時を受領期限とする。

イ 場所

岡山市北区内山下二丁目 4 番 6 号

岡山県出納局用度課地下 1 階入札室

ただし、郵送等による場合にあつては、(1)の場所に提出するものとする。

ウ その他

持参の場合にあつては、入札開始前及び開札開始後においては、入札書の提出を受け付けない。

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申出書及び入札説明書で指定する添付書類を平成29年 9 月26 日（火） 17時までに、 4 (1)の場所に提出（郵送等によるものを含む。）しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第 8 号）第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札，入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は，無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Name and quantity of the products to be purchased :

Notebook type Personal Computer 521 Units

(2) Delivery date :

By 12 December (Tuesday) , 2017

(3) Delivery place :

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :

1:10 P.M. 4 October (Wednesday) , 2017

(5) Contact point for the notice :

Okayama Prefectural Government Office, Treasury Bureau, Office Supplies

Division

2-4-6, Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570,

Japan

TEL 086-226-7540

平成29年8月25日 岡山県公報 第11917号

〔三七六〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成二十九年八月二十五日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 落札物品の名称及び数量

岡山県運転免許センターで使用する電気

予定使用電力量 四、〇六一、四三六キロワット時（三年間）

二 納入期間

平成二十九年十月一日から平成三十二年九月三十日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県警察本部交通部運転免許課

岡山市北区御津中山四四四番地三

四 落札者を決定した日

平成二十九年八月八日

五 落札者の氏名及び住所

中国電力株式会社

広島県広島市中区小町四番三三号

六 落札金額

六四、三八七、六九五円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

平成二十九年六月十六日

◎岡山県選管告示第五十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。

平成二十九年八月二十五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

一 法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称

代表者の氏名

会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

公職の候補者の氏名及び公職の種類（第二号）

届出年月日

瀬戸内政策研究会

松田忠和

長家啓太

倉敷市西中新田五四八

柚木道義、衆議院議員

平成二九・七・一〇

二 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称

代表者の氏名

会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

届出年月日

大沢しんぞう後援会

中島清

小林隆夫

美作市巨勢一八六六

平成二九・七・一八

岡山県本田あきこ後援会

堀部徹

役重昌広

岡山市北区表町一三三五〇

〃 七・一一

下川倫史後援会

下川倫史

下川詠子

〃 中区倉富一三三三五小原コーポB一〇一号

〃 七・一〇

山田雅徳後援会

山田雅徳

山田恵

総社市中原七七四ジョール三〇一

〃 七・二六

◎岡山県選管告示第五十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつた。

平成二十九年八月二十五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

一 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党岡山県自治振興支部	加計晃太郎	主たる事務所の所在地	倉敷市玉島上成二八五一	岡山市北区学南町一八九一	平成二九・七・二一

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
岡山県藤井もとゆき薬剤師後援会	高木秀彦	代表者の氏名	高木秀彦	赤澤昌樹	平成二九・五・三一
〃	〃	会計責任者の氏名	役重昌広	堀部徹	〃
小西義己後援会	小橋武史	代表者の氏名	小橋武史	片岡裕平	〃
〃	〃	会計責任者の氏名	藤岡克志	小橋武史	〃
松本よしあつ後援会	長汐良熊	主たる事務所の所在地	岡山市中区高屋三九三	岡山市中区赤田二七三	〃

◎岡山県選管告示第五十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつた。
平成二十九年八月二十五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
下川倫史	岡山市議会議員	下川倫史後援会	岡山市中区倉富一三三―五小原コーポB一〇一号	平成二九・七・七

◎岡山県岡山西警察署長公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第
三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成二十九年八月二十五日

岡山県岡山西警察署長 間 野 洋 児

一 落札物品の名称及び数量

岡山県岡山西警察署で使用する電気

予定使用電力量 三、四三八、三九三キロワット時（三年間）

二 納入期間

平成二十九年十月一日から平成三十二年九月三十日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県岡山西警察署

岡山市北区野殿東町二番一〇号

四 落札者を決定した日

平成二十九年八月八日

五 落札者の氏名及び住所

中国電力株式会社

広島県広島市中区小町四番三三号

六 落札金額

五二、〇二二、〇九一円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

平成二十九年六月十六日

◎岡山県倉敷警察署長公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第
三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成二十九年八月二十五日

岡山県倉敷警察署長 山 岡 芳 徳

一 落札物品の名称及び数量

岡山県倉敷警察署で使用する電気

予定使用電力量 三、二一一、四八八キロワット時（三年間）

二 納入期間

平成二十九年十月一日から平成三十二年九月三十日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県倉敷警察署

倉敷市大島四五一番地一

四 落札者を決定した日

平成二十九年八月八日

五 落札者の氏名及び住所

中国電力株式会社

広島県広島市中区小町四番三三号

六 落札金額

四九、〇五六、四五九円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

平成二十九年六月十六日

〔四〕平成二十九年六月二日付け公布岡山県告示第三百二十一号（保安林の解除予定）に誤りがあつた。

行	終わりから五
誤	高梁市有漢町有漢字潰ノハナ一 〇九二の六
正	高梁市有漢町有漢字潰ノハナ一 〇九二の六（国有林）

〔五〕平成二十九年七月二十一日付け公布岡山県告示第四百二号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）に誤りがあつた。

七	行
谷小屋地区	誤
谷古屋地区	正

〔六〕平成二十八年七月八日付け公布岡山県公告（都市計画の案の作成に関する公聴会の開催）に誤りがあった。

頁・行	誤	正
一・終わるか ら一二	岡山県南広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	岡山県南広域都市計画整備、開発及び保全の方針
一一・三	岡山県南広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	岡山県南広域都市計画整備、開発及び保全の方針

〔七〕平成二十八年七月八日付け公布岡山県公告（都市計画の案の作成に関する公聴会の開催）に誤りがあった。

頁・行	誤	正
一・終わりが ら二三	岡山県南広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	岡山県南広域都市計画整備、開発及び保全の方針
二・三	岡山県南広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	岡山県南広域都市計画整備、開発及び保全の方針

〔八〕平成二十八年七月八日付け公布岡山県公告（都市計画の案の作成に関する公聴会の開催）に誤りがあった。

頁・行	誤	正
一・終わるか ら一二	真庭都市計画区域の整備、開発 及び保全の方針	真庭都市計画整備、開発及び保 全の方針
一一・三	真庭都市計画区域の整備、開発 及び保全の方針	真庭都市計画整備、開発及び保 全の方針

〔九〕平成二十八年七月八日付け公布岡山県公告（都市計画の案の作成に関する公聴会の開催）に誤りがあった。

頁・行	誤	正
一・終わるか ら一二	湯原都市計画区域の整備、開発 及び保全の方針	湯原都市計画整備、開発及び保 全の方針
一一・三	湯原都市計画区域の整備、開発 及び保全の方針	湯原都市計画整備、開発及び保 全の方針

〔二〇〕平成二十八年七月八日付け公布岡山県公告（都市計画の案の作成に関する公聴会の開催）に誤りがあつた。

頁・行	誤	正
一・終わるか ら一二	井原都市計画区域の整備、開発 及び保全の方針	井原都市計画整備、開発及び保 全の方針
一一・三	井原都市計画区域の整備、開発 及び保全の方針	井原都市計画整備、開発及び保 全の方針

〔二一〕平成二十八年七月八日付け公布岡山県公告（都市計画の案の作成に関する公聴会の開催）に誤りがあつた。

頁・行	誤	正
一・終わるか ら一一	矢掛都市計画区域の整備、開発 及び保全の方針	矢掛都市計画整備、開発及び保 全の方針
一一・三	矢掛都市計画区域の整備、開発 及び保全の方針	矢掛都市計画整備、開発及び保 全の方針

〔一二〕平成二十八年七月八日付け公布岡山県公告（都市計画の案の作成に関する公聴会の開催）に誤りがあつた。

頁・行	誤	正
一・終わるか ら一二	高梁都市計画区域の整備、開発 及び保全の方針	高梁都市計画整備、開発及び保 全の方針
一一・三	高梁都市計画区域の整備、開発 及び保全の方針	高梁都市計画整備、開発及び保 全の方針

〔二三〕平成二十八年七月八日付け公布岡山県公告（都市計画の案の作成に関する公聴会の開催）に誤りがあつた。

頁・行	誤	正
一・終わるか ら一二	吉備高原都市計画区域の整備、 開発及び保全の方針	吉備高原都市計画整備、開発及 び保全の方針
一一・三	吉備高原都市計画区域の整備、 開発及び保全の方針	吉備高原都市計画整備、開発及 び保全の方針

〔二四〕平成二十八年七月八日付け公布岡山県公告（都市計画の案の作成に関する公聴会の開催）に誤りがあつた。

頁・行	誤	正
一・終わるか ら一二	備前都市計画区域の整備、開発 及び保全の方針	備前都市計画整備、開発及び保 全の方針
一一・三	備前都市計画区域の整備、開発 及び保全の方針	備前都市計画整備、開発及び保 全の方針

〔二五〕平成二十八年七月八日付け公布岡山県公告（都市計画の案の作成に関する公聴会の開催）に誤りがあつた。

頁・行	誤	正
一・終わるか ら一二	笠岡都市計画区域の整備、開発 及び保全の方針	笠岡都市計画整備、開発及び保 全の方針
一一・三	笠岡都市計画区域の整備、開発 及び保全の方針	笠岡都市計画整備、開発及び保 全の方針

〔二六〕平成二十八年七月八日付け公布岡山県公告（都市計画の案の作成に関する公聴会の開催）に誤りがあつた。

頁・行	誤	正
一・終わるか ら一二	和気都市計画区域の整備、開発 及び保全の方針	和気都市計画整備、開発及び保 全の方針
一一・三	和気都市計画区域の整備、開発 及び保全の方針	和気都市計画整備、開発及び保 全の方針

〔二七〕平成二十八年七月八日付け公布岡山県公告（都市計画の案の作成に関する公聴会の開催）に誤りがあった。

頁・行	誤	正
一・終わるか ら一二	美作都市計画区域の整備、開発 及び保全の方針	美作都市計画整備、開発及び保 全の方針
一一・三	美作都市計画区域の整備、開発 及び保全の方針	美作都市計画整備、開発及び保 全の方針

〔二八〕平成二十八年七月八日付け公布岡山県公告（都市計画の案の作成に関する公聴会の開催）に誤りがあつた。

頁・行	誤	正
一・終わるか ら一二	鴨方都市計画区域の整備、開発 及び保全の方針	鴨方都市計画整備、開発及び保 全の方針
一一・三	鴨方都市計画区域の整備、開発 及び保全の方針	鴨方都市計画整備、開発及び保 全の方針

〔二九〕平成二十八年七月八日付け公布岡山県公告（都市計画の案の作成に関する公聴会の開催）に誤りがあった。

頁・行	誤	正
一・終わるか ら一二	津山広域都市計画区域の整備、 開発及び保全の方針	津山広域都市計画整備、開発及 び保全の方針
一一・三	津山広域都市計画区域の整備、 開発及び保全の方針	津山広域都市計画整備、開発及 び保全の方針

〔三〇〕平成二十八年七月八日付け公布岡山県公告（都市計画の案の作成に関する公聴会の開催）に誤りがあった。

頁・行	誤	正
一・終わるか ら一二	新見都市計画区域の整備、開発 及び保全の方針	新見都市計画整備、開発及び保 全の方針
一一・三	新見都市計画区域の整備、開発 及び保全の方針	新見都市計画整備、開発及び保 全の方針

平成29年8月25日 岡山県公報 第11917号

〔二一〕平成二十八年八月二日付け公布岡山県公告（都市計画の案の作成に関する公聴会の開催の中止）に誤りがあった。

頁・行	誤	正
一・七	岡山県南広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	岡山県南広域都市計画整備、開発及び保全の方針
一・一二	真庭都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	真庭都市計画整備、開発及び保全の方針
一・終わりから九	湯原都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	湯原都市計画整備、開発及び保全の方針
一・終わりから五	井原都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	井原都市計画整備、開発及び保全の方針
二・一	矢掛都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	矢掛都市計画整備、開発及び保全の方針
二・五	高梁都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	高梁都市計画整備、開発及び保全の方針
二・九	吉備高原都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	吉備高原都市計画整備、開発及び保全の方針
二・終わりから一二	笠岡都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	笠岡都市計画整備、開発及び保全の方針
二・終わりか	和気都市計画区域の整備、開発	和気都市計画整備、開発及び保全

三・ 終わりか ら四	三・ 五	三・ 一	二・ 終わりか ら四	ら八
新見都市計画区域の整備、開発 及び保全の方針	津山広域都市計画区域の整備、 開発及び保全の方針	鴨方都市計画区域の整備、開発 及び保全の方針	美作都市計画区域の整備、開発 及び保全の方針	及び保全の方針
新見都市計画整備、開発及び保 全の方針	津山広域都市計画整備、開発及 び保全の方針	鴨方都市計画整備、開発及び保 全の方針	美作都市計画整備、開発及び保 全の方針	全の方針